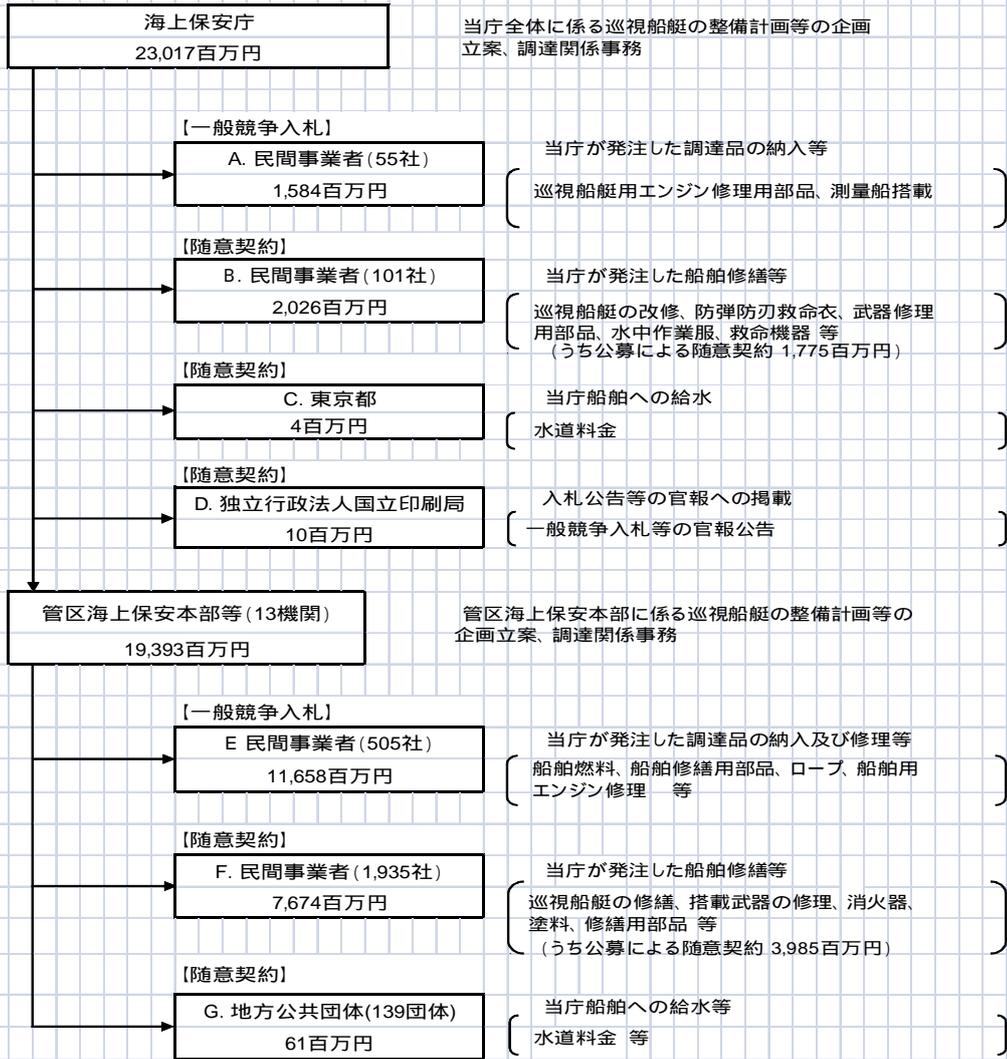


平成23年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	巡視船艇の運航に関する経費		<b>担当部署</b>	海上保安庁装備技術部	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		<b>担当課室</b>	船舶課	課長 浅野 富夫			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第27号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
<b>実施方法</b>	直接実施	業務委託等	補助	貸付	その他			
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	19,850	20,836	22,634	20,563	26,912	
		補正予算	2,745	354	1,329	3,633		
		繰越し等	0	0	900	1,358		
		計	22,595	20,482	23,063	25,554	26,912	
	執行額	22,593	20,456	23,017				
執行率(%)	100.0%	99.9%	99.8%					
<b>成果目標及び 成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標				単位	H20年	H21年	H22年
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當、また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、死者・行方不明者数、テロ活動による被害発生件数、薬物・銃器密輸事犯の摘発件数といった指標を基に政策評価を実施。	成果実績	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数(目標:平成22年までに220人以下にする) (第2次海上保安業務遂行計画評価書)	人	274	282	197	
		達成度	%	75.5	71.8	110.5		
		成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第2次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0	
		達成度	%	100.0	100.0	100.0		
		成果実績	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数(5年平均) (目標:摘発件数22.0件以上にする) (第2次海上保安業務遂行計画評価書)	件	20.6	20.0	20.6	
達成度		%	93.6	91.0	93.6			
<b>活動指標及び 活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標				単位	H20年度	H21年度	H22年度
	巡視船艇等の燃料供給、船艇法定検査	活動実績	重油	万KL	5.6	5.3	5.0	
			軽油	万KL	6.0	7.1	7.4	
			船艇法定検査	件	191	134	196	
<b>単位当たりコスト</b>	51 (百万円/1隻)		算出根拠	単位当たりコストは、平成22年度の巡視船艇等の運航に関する経費の執行額23,063百万円を巡視船艇等の総数451隻で除したものである。				
<b>平成23・24年度 予算内訳</b>	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	航空機及び船舶運航費	20,563	26,912	海洋権益保全のための大型測量船の大規模改修 東日本大震災復興関連事業(要求1,195百万円)				
	計	20,563	26,912					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目		支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
		単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本経費については、例えば修繕に関し、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定したり、乗員や陸上職員による日常点検等の実施体制を確立することにより法定検査間隔を延伸するなど、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。</p> <p>【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
抜本的改善	海上保安庁所有の船舶の合理化を検討し、コストの縮減を図るべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
業務の見直しにより、航路標識測定船等の合理化を行いコスト縮減を図ることとした。 (縮減額126百万円)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)



【随意契約】

巡視船艇の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などがとなり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。  
また、船艇がドックにおいて定期検査の結果、追加の修理を行う必要が生じた場合、別の業者と契約し、当該業者のドックに移動して追加修理を行うとは経済的ではなく、かつ、工期が余分にかかることから、会計法により競争に付することが不利と認められる場合に該当するものとして、当初のドックと随意契約を行っている。  
なお、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

巡視船艇の性能、構造、強度等の情報  
武器の性能、機能、保管場所の情報  
監視装置の性能や機能等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出員担当行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約に付することができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 一 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 三 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 四 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

一般物品又は特定役務

1,500万円以上(12,000万円以上の場合には総合評価方式)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. JFEテクノス株式会社			E. 横浜マリン石油株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関交換分品等購入	351	燃料費	船舶用燃料費	867
計		351	計		867
B. ユニバーサル造船株式会社			F. サンセイ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	巡視船延命工事	1,677	役務費	巡視船定期検査修理	509
			物品購入費	船舶用主機関交換部品購入等	1
計		1,677	計		510
C. 東京都			G. 横浜市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
水道料	船舶用水道料	4	水道料	船舶用水道料	5
			その他	港湾施設使用料	1
計		4	計		6
D. 独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報公告料	10			
計		10	計		

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者 (55社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	JFEテクノス株式会社	船舶用主機関交換分品購入	351	2	98.7
2	日本無線株式会社	船舶用通信設備製造	185	1	97.2
3	横浜マリン石油株式会社	船舶用燃料購入	140	4	99.1
4	株式会社神奈川アポロイル	船舶用燃料購入	77	4	97.8
5	三洋商事株式会社	船舶用物品購入	74	4	99.0
6	ヤンマー株式会社	船舶用物品購入	74	1	99.9
7	株式会社ネットコムセック	船舶用通信設備製造	60	1	98.1
8	東北ドック鉄工株式会社	測量船定期検査修理	58	3	83.7
9	伊藤忠エネクス株式会社	船舶用燃料購入	51	2	99.2
10	大洋電機株式会社	船舶用配電設備製造	46	2	98.7

B. 民間事業者 (101社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ユニバーサル造船株式会社	巡視船延命工事	1,677	随意契約	-
2	三菱重工株式会社	測量船定期検査修理、業務用機器購入等	75	随意契約	-
3	伊藤忠エネクス株式会社	船舶用燃料購入	45	随意契約	-
4	東京計器株式会社	測量船臨時修理、業務用機器購入等	29	随意契約	-
5	日本サルヴェージ株式会社	巡視船座礁状況調査、巡視船障害物除去	23	随意契約	-
6	横浜マリン石油株式会社	船舶用燃料購入	19	随意契約	-
7	日本工機株式会社	巡視船武器弾薬購入	14	随意契約	-
8	サンセイ株式会社下関工場	測量船追加修理	13	随意契約	-
9	株式会社カナデン	船舶用通信設備購入、業務用機器整備等	10	随意契約	-
10	富士電機システムズ株式会社	電機推進装置修理	6	随意契約	-

C. 地方公共団体 (1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	船舶用水道料	4	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D. 公益法人 (1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報告料	10	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## E. 民間事業者(505社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜マリン石油株式会社	船舶用燃料購入	867	6	100.0
2	ミヤギ産業株式会社	船舶用燃料購入	662	2	98.0
3	株式会社りゅうせき	船舶用燃料購入	442	1	98.5
4	北日本石油株式会社	船舶用燃料購入	367	1	100.0
5	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	船舶用主機関修理、船舶用主機関交換部品購入等	296	2	98.2
6	新潟原動機株式会社	船舶用主機関修理等、船舶用主機関交換部品購入等	228	1	97.8
7	南星石油株式会社	船舶用燃料購入	217	7	99.2
8	中川物産株式会社	船舶用燃料購入	196	4	99.8
9	有限会社ユカ	船舶用燃料購入	187	1	100.0
10	株式会社共進組	船舶用燃料購入	180	7	99.2

## F. 民間事業者(1935社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	サンセイ株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用主機関交換部品購入	510	随意契約	-
2	函館どつく株式会社	巡視船定期検査修理、巡視船プロペラ修理等	496	随意契約	-
3	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	巡視船定期検査修理、船舶用主機関交換部品購入等	377	随意契約	-
4	新潟造船株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用主機関交換部品購入等	292	随意契約	-
5	内海造船株式会社	巡視船定期検査修理、巡視船A重油化対策工事修理等	251	随意契約	-
6	株式会社アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド	巡視船定期検査修理、巡視船武器点検整備等	247	随意契約	-
7	東北ドック鉄工株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用主機関交換部品購入等	208	随意契約	-
8	三菱重工株式会社	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検整備等	197	随意契約	-
9	株式会社新笠戸ドック	巡視船定期検査修理、船舶用法定備品点検整備等	194	随意契約	-
10	株式会社カナデン	巡視船定期検査修理、巡視艇赤外線搜索監視装置修理等	183	随意契約	-

## G. 地方公共団体(139団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	船舶用水道料、港湾施設使用料	6	随意契約	-
2	呉市	船舶用水道料	4	随意契約	-
3	福岡市	船舶用水道料	3	随意契約	-
4	函館市	船舶用水道料	2	随意契約	-
5	塩釜市	船舶用水道料	2	随意契約	-
6	新潟県	船舶用水道料	2	随意契約	-
7	釧路市	船舶用水道料	2	随意契約	-
8	鹿児島市	船舶用水道料	2	随意契約	-
9	神戸市	船舶用水道料	2	随意契約	-
10	沖縄県	船舶用水道料	2	随意契約	-